公益認定等に関する審査基準について

平成20年11月21日 奈 良 県

知事が行う次の表関係規定の欄に掲げる認定又は認可に当たっては、当該認定又は認可 の区分に応じ、それぞれ同表の審査基準の欄に掲げるものを行政手続法(平成5年法律第 88号)第2条第8号ロの審査基準とする。

関係規定	審査基準
公益社団法人及び公益財団法人の認定等 に関する法律(平成18年法律第49号。 以下「認定法」という。)第4条の認定	公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(内閣府公益認定等委員会決定。以下「公益認定等ガイドライン」という。)
認定法第11条の認定	公益認定等ガイドライン
一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律(平成18年 法律第50号。以下「整備法」という。) 第44条の認定	公益認定等ガイドライン 移行認定又は移行認可の申請に当たって定 款の変更の案を作成するに際し特に留意す べき事項について(内閣府公益認定等委員 会決定。以下「定款変更留意事項」という。)
整備法第45条の認可	公益認定等ガイドライン
整備法第92条の認可	定款変更留意事項
整備法第125条の認可	公益認定等ガイドライン